

# 令和2年度当初予算編成方針

令和元年10月  
宮 崎 県

# I 予算編成の基本的な考え方

---

国は、「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和元年7月31日閣議了解）において、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）を踏まえ、引き続き本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身の大胆な重点化を進めるため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置することとしている。

また、地方財政については、総務省の概算要求において、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、出口ベースで16.8兆円（令和元年度当初予算比0.6億円増）を要求するとともに、交付税率の引き上げを事項要求しており、今後、その動向を注視していく必要がある。

これらを踏まえ、令和2年度の当初予算の編成に当たっては、本年6月に策定した財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、人口減少をはじめとする本県が抱える課題に適確に対応するとともに、将来を見据えた施策についても積極的な展開を図る。

## 【基本方針】

### 1 令和2年度重点施策の推進

人口減少下にあっても、地域の活力が維持される宮崎県であるために、別紙「令和2年度における重点施策」に掲げる持続可能な宮崎県の土台づくりの取組に重点的な措置を講じる。

### 2 計画的な予算計上

社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に伴う経費など多額の財政負担が見込まれる事業は、将来にわたる負担の平準化のため、市町村や関係団体等との連携・役割分担も考慮の上、総額の抑制を図り、計画的な予算計上を行う。

## Ⅱ 全般的事項

---

### 1 年間予算としての編成

令和2年度当初予算は、現行制度等に基づき見込み得る年間予算を編成する。  
なお、制度改正に伴う経費や災害関係経費など真にやむを得ないものを除き、原則として、年度途中の予算の補正は行わない。

### 2 予算要求限度額

令和2年度当初予算の要求限度額は、各部局における事務事業の見直しによる財源捻出の実績等を踏まえ、県債充当前の一般財源（以下「一般財源」という。）を基準として次のとおりとする。

#### (1) 公共事業費（事務費を含む。）

##### ① 補助公共事業費（交付金事業を含む。）

令和元年度当初予算（追加措置分を除く。）における一般財源額（以下「今年度当初予算額」という。）の範囲内とする。

##### ② 県単独公共事業費

公共施設の維持管理経費は所要額とし、それ以外の経費は、今年度当初予算額の範囲内とする。

##### ③ 直轄事業負担金

高速自動車国道及び高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路（以下「高速道路」という。）に係る負担金は、内示見込額とする。

高速道路以外の負担金は、今年度当初予算額の範囲内とする。

##### ④ 災害復旧事業費

過去の実績等を考慮し、適切な事業費とする。

##### ⑤ 防災・減災、国土強靱化対策に係る公共事業費

国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定。以下「国土強靱化対策」という。）に基づく補助公共事業費については、①とは別途要求を認める。

また、国土強靱化対策との一体的な整備により、一層の効果が見込まれる県単独公共事業（緊急自然災害防止対策事業債等を財源とする事業に限る。）についても、②とは別途要求を認める。

## **(2) 公共事業費以外の経費**

予算要求限度額対象経費（終期到来等による当然減を除く。）は、今年度当初予算額の範囲内とする。

ただし、令和2年度新規・改善事業（以下「新規・改善事業」という。）に係る経費については、事務事業の見直しの実績等を踏まえ、各部局に別途示す要求限度額の範囲内とする。

なお、宮崎県人口減少対策基金等の特定目的基金を活用した事業については、基金所管課等と調整の上、別途要求を認める。

## **3 事業構築に当たっての留意事項**

### **(1) 新規・改善事業**

新規・改善事業の構築にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、以下の点に留意すること。

- ① 県の果たすべき役割を踏まえ、必要性、緊急性、有効性等を勘案し、真に必要と認められる事業の構築に取り組む。
- ② 事業の確実な実施のため、実施方法や条件、積算内訳等について、十分な調整及び確認を行う。
- ③ 事業終期（原則3年）を設定し、定期的に見直しを行う。

### **(2) 部局間の調整**

複数部局が関係する事業は、事業の重複を避け、より効果的・効率的な事業となるように関係部局間で調整を行う。特に、施設整備関係の予算を計上する際には、県土整備部と十分に協議・検討を行う。

### **(3) ゼロ予算施策の推進**

新たな予算措置を伴わず、知恵と工夫により県民サービスの向上を図る「ゼロ予算施策」を積極的に推進するとともに、職員提案「提案・かえるのたまご」の活用にも努める。

### Ⅲ 歳入に関する事項

---

歳入については、財源の積極的な確保を図ることとし、次に掲げる点に留意する。

#### 1 県税

税制改正に適確に対応するとともに、経済情勢等に十分留意し、適正な年間収入見込額を計上する。

#### 2 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

地方財政計画及び過去の実績等を考慮して適正な収入見込額を計上する。

#### 3 国庫支出金

国の予算を十分に確認し、活用可能な補助金等の確保を図るとともに、国の外郭団体等が所管する助成制度についても積極的に活用する。

#### 4 県債

今後、多額の県債発行が見込まれることから、可能な限り公債費負担の軽減を図るため、交付税措置のある有利な県債を活用するとともに、発行にあたっては、金融市場の動向に応じた適正な条件設定を行う。

#### 5 使用料及び手数料

原則として、前回改定から3年以上を経過する使用料・手数料について見直しを行い、適正な収入見込額を計上するとともに、新たな使用料・手数料の設定についても検討する。

#### 6 財産収入

不用遊休財産は積極的に売却を進めるとともに、短期的に売却が困難なもの等については貸付等による有効活用を図る。

#### 7 その他

- (1) 新たな広告収入等について積極的な確保に努める。
- (2) 過年度収入は整理計画を策定し、積極的かつ確実に収入の確保を図る。

## IV 歳出に関する事項

---

歳出については、義務的経費を含むすべての経費についてゼロベースから徹底した見直しを図ることとし、次に掲げる点に留意する。

### 1 人件費、扶助費及び公債費

所要額を適確に計上する。

### 2 公共事業費

- (1) 補助公共事業費等については、国の予算の確保に努め、事業計画に基づき効率的な投資を行うとともに、一層のコスト縮減を図る。
- (2) 県単独公共事業費については、緊急性や優先度等を十分検討し、計画的に措置する。

### 3 一般国庫補助事業費

- (1) 国の予算を十分確認するとともに、緊急性や効果等を検討の上、事業の選択を行う。
- (2) 県費による継ぎ足し補助は、原則として認めない。
- (3) 国庫補助金が縮小又は廃止される事業については、県費振替による実施は原則認めないので、事業そのものを縮小又は廃止する。

### 4 物件費等

- (1) IT調達関係経費については、節減・効率化を図るため、事前に情報政策課へ協議を行うとともに、導入済みのシステム等のうち費用対効果や利用率が低いものについては、廃止を含め必要性を再検討する。
- (2) 随意契約による委託事業については、その妥当性について十分に検討する。

### 5 県単独補助金

すべての補助金について、次に掲げる内容を踏まえ、補助目的や費用対効果等の客観的な分析・検証を行う。また、見直しに当たっては、事前に関係団体や市町村等に十分な説明を行う。

- (1) 補助対象経費は、事業効果が最大限に発揮されるものを対象とする。

- (2) 多額の一般財源を要するもの及び長期間支出しているものについて、補助金の縮小・廃止等を検討する。
- (3) 同じ団体等に複数の補助金を交付している場合には、整理統合による効率化・重点化を進める。
- (4) 各種団体に対する運営費補助金は、各団体に自主財源の強化、業務運営の効率化等を要請することにより、補助金の縮小・廃止を図る。
- (5) 市町村に対する補助金は、市町村との役割分担や市町村の財政力を十分に考慮する。

市町村等が事業主体となる補助公共事業費に係る市町村負担分については、地方財政措置が講じられていることから、継ぎ足し補助金は原則として認めない。

## 6 貸付金

公社及び第三セクター等に対する短期貸付のうち、毎年度反復かつ継続的に行われているものは計画的に解消する。

## 7 繰出金

独立採算が求められる特別会計及び公営企業会計への繰出金は、一般会計が負担すべき経費に限り措置する。

また、特別会計については、多大な余剰金が生じないように適切な予算規模とする。

## 令和2年度における重点施策

人口減少下にあっても、地域の活力が維持される宮崎県であるためには、「①人を育てる」「②産業や企業を育て、成長の軌道に乗せる」「③まちや地域を育て、魅力を高める」「④人生100年時代の安心をつくる」「⑤将来に向けた基盤整備を進める」という5つの基本的視点からの取組が重要である。

また、来年度は、2020東京オリパラ大会が本番を迎える中、本県においても国文祭・芸文祭が開催されることから、万全を期して大会を成功させるとともに、その開催効果を将来の地域づくりにつなげていく必要がある。

このような状況の中、令和2年度においては、**持続可能な宮崎県の土台づくり**として、次の3つの柱に基づき、重点的に取組を進めていく。

施策の展開に当たっては、省力化や生産性向上など、人口減少下において持続可能性を高めうる新技術の活用（Society5.0の実装）も積極的に検討する。

### 1 地域や産業を支える人財の育成・確保

#### (1) 若者の県内定着や移住・U I Jターンの促進

- ・キャリア教育体制の更なる充実、県内就職率の向上と早期離職防止
- ・大学等と連携した産業人財の育成強化
- ・本県の特性を生かした移住・U I Jターンの促進と効果的な情報提供

#### (2) 人手不足に対応した新技術の導入や多様な担い手の確保

- ・事業所や生産現場などにおけるICT等によるスマート化の推進
- ・女性、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人財の活躍促進

#### (3) 子育てしやすく働きやすい社会づくり

- ・切れ目のない結婚・子育て支援やライフデザイン教育の強化
- ・働き方改革や健康経営の推進などワーク・ライフ・バランスの促進

### 2 魅力的で持続可能な地域づくり

#### (1) 観光・スポーツ・文化などを生かした交流拡大と地域の魅力向上

- ・国文祭・芸文祭の円滑な実施、国スポ大会・障スポ大会に向けた準備の加速
- ・世界ブランドやスポーツ環境等、地域資源の活用による観光・交流拡大

#### (2) 地域におけるくらしの安心の確保—宮崎ひなた生活圏づくり—

- ・地域住民を主体とした地域運営組織の形成や活動に対する支援
- ・持続可能な地域交通ネットワークの構築支援、高齢者の移動手段の確保
- ・中山間地域における医療・介護サービス提供体制の確保

#### (3) 地域を支え、魅力を高めるインフラ整備

- ・官民を挙げた拠点整備の実施とそれらを生かしたまちづくりの推進
- ・ソフト・ハード両面からの防災・減災対策と国土強靱化への対応

### 3 社会の変化に対応し、成長する産業づくり

#### (1) 成長産業の育成と中小企業・小規模事業者の活性化

- ・成長分野の競争力強化、成長期待企業など地域中核企業の育成支援
- ・事業承継や起業支援、省力化・生産性向上に向けた支援

#### (2) 地域の特性を生かし、次代につながる産業づくり

- ・人口減少に対応した中山間地域の産業振興
- ・農林水産物をはじめとする輸出の拡大と戦略的プロモーション
- ・産業や交流を支える交通・物流ネットワークの構築